



金 沢 市 公 報

第3221号の2

令和8年(2026年)7月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
●告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課)	1
○児童福祉法の規定による医療機関の指定に ついて (地域保健課)	1
○燃やすごみ等の収集手数料の徴収事務の委託 について (ごみ減量推進課)	2
○市道の路線の認定について (道路管理課)	2
○市道の区域の決定について (")	2
○市道の区域の変更について (")	3
○道路の供用の開始について (")	3
●公 告	
○保存建築物の登録について (歴史都市推進課)	3
○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に ついて (都市計画課)	4
○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について (")	4
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	8
○国土調査法の規定に基づく地籍調査により作 成した地図及び簿冊の閲覧について (危機管理課)	8
●農業委員会告示	
○令和8年金沢市農業委員会組織総会の招集に ついて (農業委員会事務局)	8

告 示

●金沢市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
押野東町会	代表者の氏 名及び住所	松浦 直弘 金沢市押野1丁目106番地	塩本 雅人 金沢市押野1丁目80番地4	令和8年 4月12日
浅野本町町会	規約に定 める目的	本会は住みよく明るい人々の町 であることをめざして会員相互 の親睦融和、生活環境の向上改 善、地域社会への相扶協力及び 集会施設の維持管理等の地域的 な協同活動を行うことを目的と します。	本会は住みよく明るい人々の町 であることをめざして会員相互 の親睦融和、生活環境の向上改 善、地域社会への相扶協力及び 集会施設の維持管理等の地域的 な共同活動を行うことを目的と します。	令和8年 6月26日

●金沢市告示第195号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

直江東こどもクリニック	金沢市直江東2丁目71番地	令和8年5月1日
-------------	---------------	----------

●金沢市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、住所、指定をした日及び委託をした日

名 称	住 所	指定をした日	委託をした日
株式会社エブリワン	金沢市専光寺町ツ50番地6	令和8年5月18日	令和8年6月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

燃やすごみ等収集手数料

3 委託した期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3515	弓 取 15号 諸江町中丁線 43号	諸江町中丁 78番 1 先から 諸江町中丁 66番 1 先まで	
4436	小 坂 36号 柳橋町線 24号	柳 橋 町 乙 14番 7 先から 柳 橋 町 乙 4番 2 先まで	
4436	小 坂 36号 柳橋町線 25号	柳 橋 町 乙 18番 7 先から 柳 橋 町 丙 10番 5 先まで	
4437	小 坂 37号 神谷内東線 34号	神 谷 内 町 葵 1番 1 先から 神 谷 内 町 葵 1番 57 先まで	
4437	小 坂 37号 神谷内東線 35号	神 谷 内 町 葵 1番 33 先から 神 谷 内 町 葵 1番 39 先まで	

●金沢市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	弓取15号諸江町中丁線43号	6.0	42.5
一般市道	小坂36号柳橋町線24号	6.0	81.4
一般市道	小坂36号柳橋町線25号	6.0	83.4

一般市道	小坂37号神谷内東線34号	6.0	154.6
一般市道	小坂37号神谷内東線35号	6.0	86.7

●金沢市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
1級幹線	1級幹線 87号 柳橋・神谷内線	神谷内町葵 2番 先から	旧	4.6 ～ 4.7	6.2
		柳橋町ア 3番 2 先まで	新	5.5 ～ 6.3	6.5
1級幹線	1級幹線 87号 柳橋・神谷内線	神谷内町葵 1番 1 先から	旧	5.9 ～ 8.0	3.3
		神谷内町葵 1番 1 先まで	新	6.0 ～ 8.4	4.0

●金沢市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年7月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

路 線 名	区 間	供用開始日
弓 取 15号 諸江町中丁線 43号	諸江町中丁 78番 1 先から 諸江町中丁 66番 1 先まで	令和8年7月13日
小 坂 36号 柳橋町線 24号	柳橋町乙 14番 7 先から 柳橋町乙 4番 2 先まで	令和8年7月13日
小 坂 36号 柳橋町線 25号	柳橋町乙 18番 7 先から 柳橋町丙 10番 5 先まで	令和8年7月13日
小 坂 37号 神谷内東線 34号	神谷内町葵 1番 1 先から 神谷内町葵 1番 57 先まで	令和8年7月13日
小 坂 37号 神谷内東線 35号	神谷内町葵 1番 33 先から 神谷内町葵 1番 39 先まで	令和8年7月13日
1級幹線 87号 柳橋・神谷内線	神谷内町葵 2番 先から 柳橋町ア 3番 2 先まで	令和8年7月13日
1級幹線 87号 柳橋・神谷内線	神谷内町葵 1番 1 先から 神谷内町葵 1番 1 先まで	令和8年7月13日

公 告

金沢市歴史的建築物の現状変更の規制及び保存のための措置に関する条例（平成31年条例第1号）第4条第1項の規定により、次の建築物を保存建築物登録簿に登録したので、同条第4項の規定により公告します。

なお、関係図書は、金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において一般の縦覧に供します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

番号	名称	棟数	所在地	登録年月日
1	旧森紙店	1棟	金沢市野町1丁目2番34号	令和8年7月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を決定する 土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金 沢 都 市 計 画 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業	金沢市武蔵町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	令和8年7月13日 から同月27日まで	武蔵ヶ辻A地区

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

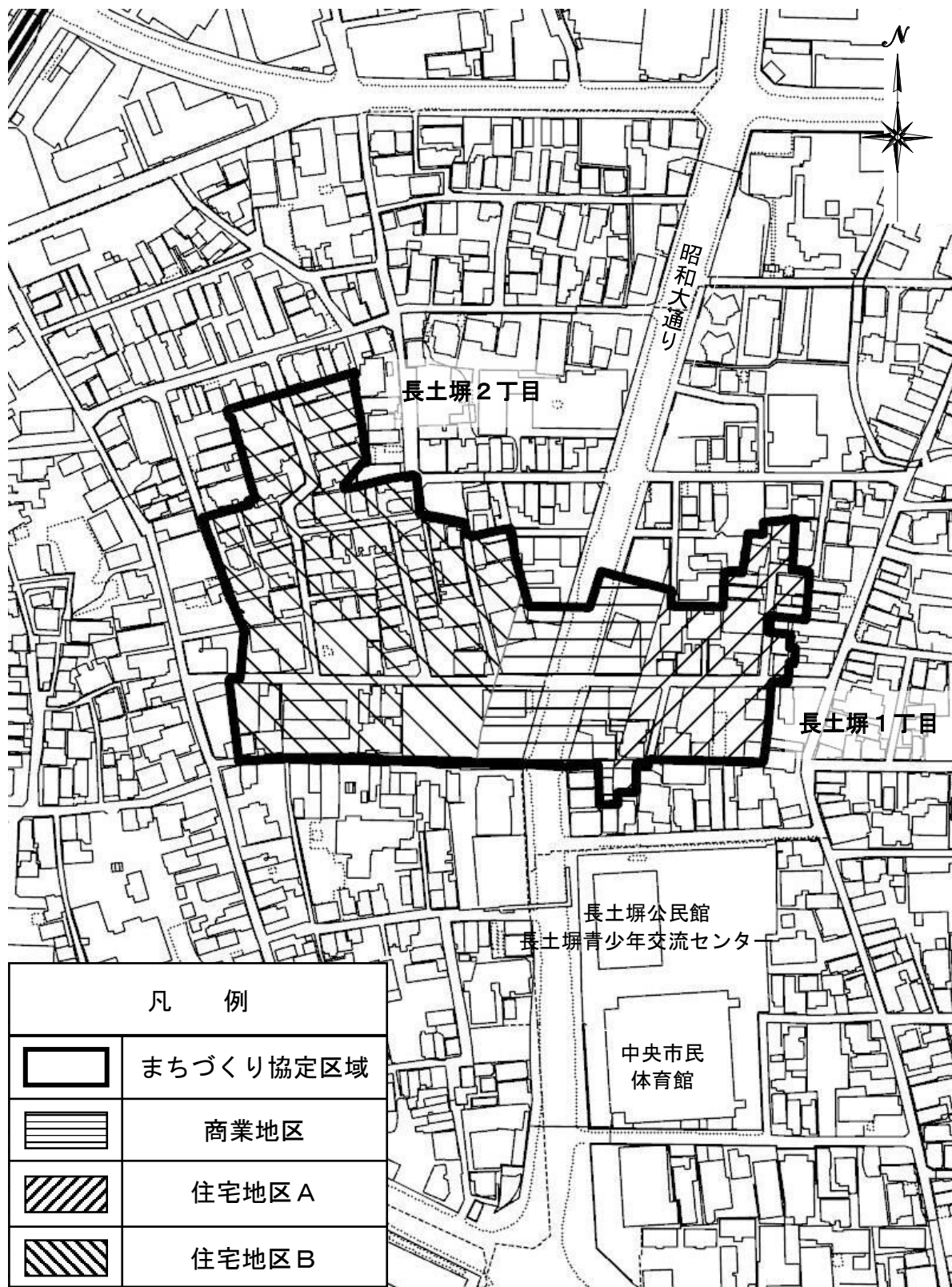
- 1 協定を締結した相手方
長土堀・一番丁町会地区の住民等
- 2 協定を締結した年月日
令和8年7月9日
- 3 協定番号
51
- 4 協定の名称
長土堀・一番丁町会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長土堀・一番丁町会地区まちづくり計画
まちづくり計画の 対 象 と な る 区 域	長土堀1丁目、長土堀2丁目の各一部
まちづくり計画の 対象となる区域の面積	約2.5ha
ま ち づ く り の 目 標	本地区は、藩政時代に前田家の家老を務めた今枝家の下屋敷などがあった辺りであり、長く続く土堀が長土堀の由来となったとされる歴史ある地区である。現在も「今枝仁王尊」があり、地元の守護仏として多くの参詣者が集っている。 商業・業務施設が立地し、利便性が高い昭和大通り沿いと、地区住民が住まう落ち着いた住環境が形成されている。今後とも、この良好な住環境を守り、子どもからお年寄りまでが安心して暮らせるまちづくりを目標とする。
ま ち づ く り の 方 針	まちづくりの目標の実現に向けて以下をまちづくりの方針とする。 (1) 安心し、落ち着いて暮らせるまちづくり (2) 顔の見える関係を大切にするまちづくり

地 区 の 区 分	名 称	商業地区	住宅地区A	住宅地区B
	面 積	約 0.5 ha	約 0.5 ha	約 1.5 ha
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	-	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(2) 及び (5) については、令和8年7月9日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。 (1) 葬儀場 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）、第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (5) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (6) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの	
	土 地 利 用 等 の 制 限	(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合も含む。）は、事前に長土堀一番町会と協議しなければならない。		(7) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。ただし、協定締結日に現に設置されているコインパーキング等については、この限りでない。

	そ の 他	(1) 商業地区において、建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐することとし、地域安全及び環境保全に努める。 (2) 商業地区において、建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐することとし、地域安全及び環境保全に努める。 (3) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (4) 路上での喫煙並びにたばこ及びごみのばい捨てをしないよう努める。 (5) 定期的に庭木の管理や自宅周辺の清掃に努める。 (6) 空き家、空き地及び駐車場の所有者及び管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める。 (7) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (8) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (9) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。
--	-------	---

長土塀・一番丁町会地区まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	延長（m）	幅員（m）
第371号	令和8年6月23日	金沢市末町貳拾字37番3先から 金沢市末町貳拾字37番3先まで	45.22	14.0

金沢市粟崎町へ、る、ホ、ル及びヲの各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

1 地図及び簿冊の名称

金沢市（粟崎町へ、る、ホ、ル及びヲの各一部）の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和8年7月13日から同年8月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 閲覧場所

金沢市危機管理監危機管理課被災地区復旧推進室（金沢市ものづくり会館内）

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者（金沢市）に対し、訂正の申し出をすることができます。

5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

6 閲覧は、期間中午前9時から午後5時45分までの間とします。

農 業 委 員 会 告 示

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項ただし書の規定により、令和8年金沢市農業委員会組織総会を次のとおり招集します。

令和8年7月13日

金沢市長 村 山 卓

1 日時

令和8年7月22日 午後4時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

金沢市農業委員会の組織構成について

令和8年(2026年)7月13日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄